

現行定款	変更案
<p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条～第18条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は<u>11</u>名以内とする。 (新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は株主総会において選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の<u>時</u>までとする。</p>	<p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u> (削除)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条～第18条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は<u>15</u>名以内とする。 <u>2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は株主総会において選任する。 <u>ただし、監査等委員である取締役はそれ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役(<u>監査等委員である者を除く。</u>)の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の<u>とき</u>までとする。 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="263 232 791 360">2. <u>補欠により選任された取締役の任期は退任した取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p data-bbox="263 376 791 504">3. <u>増員により選任された取締役の任期は他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p data-bbox="201 640 440 674">第23条（条文省略）</p> <p data-bbox="220 712 384 745">（役付取締役）</p> <p data-bbox="201 761 791 981">第24条 取締役会はその決議によって取締役会長、取締役社長各1名、並びに取締役副社長、専務取締役、常務取締役及び取締役相談役各若干名を定めることができる。</p> <p data-bbox="201 1070 440 1104">第25条（条文省略）</p> <p data-bbox="220 1142 440 1176">（取締役会の招集）</p> <p data-bbox="201 1191 791 1462">第26条 取締役会の招集は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを行い、取締役社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定められた順位により他の取締役がこれにあたる。</p> <p data-bbox="220 1500 496 1534">（取締役会の招集通知）</p> <p data-bbox="201 1550 791 1769">第27条 取締役会の招集通知は<u>各取締役及び各監査役</u>に対し会日の3日前までに、これを発するものとする。ただし、緊急の必要ある時は<u>さらにこの期間を短縮することができる。</u></p>	<p data-bbox="1066 232 1150 266">（削除）</p> <p data-bbox="874 376 1407 595">2. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p data-bbox="815 640 1082 674">第23条（現行どおり）</p> <p data-bbox="834 712 999 745">（役付取締役）</p> <p data-bbox="815 761 1407 1025">第24条 取締役会はその決議によって<u>取締役（監査等委員である者を除く。）</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、並びに取締役副社長、専務取締役、常務取締役及び取締役相談役各若干名を定めることができる。</p> <p data-bbox="815 1070 1082 1104">第25条（現行どおり）</p> <p data-bbox="834 1142 1054 1176">（取締役会の招集）</p> <p data-bbox="815 1191 1407 1462">第26条 取締役会の招集は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを行い、取締役社長に事故<u>がある</u>ときは、取締役会であらかじめ定められた順位により他の取締役がこれにあたる。</p> <p data-bbox="834 1500 1110 1534">（取締役会の招集通知）</p> <p data-bbox="815 1550 1407 1814">第27条 取締役会の招集通知は、<u>開催日時、場所及び議題を掲げ、すべての取締役</u>に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要<u>がある</u>ときは、<u>この期間を短縮することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>2. <u>取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>2. <u>取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ずに開くことができる。</u></p> <p>3. <u>招集権者でない取締役は、法令の定めるところに従い、必要がある場合には取締役会の招集を請求しまたは自ら招集することができる。ただし、取締役会の招集を請求する場合は、会議の目的事項を記載した書面を招集権者に提出することによるものとし、自ら取締役会を招集する場合は、第1項の方法によるものとする。</u></p> <p>4. <u>招集権者でない取締役であっても、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。ただし、第1項の方法によるものとする。</u></p>
<p>第28条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。<u>ただし、監査等委員である取締役の報酬等はそれ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議によって定めるものとする。</u></p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><u>(監査役の員数)</u></p> <p>第31条 当社の監査役は4名以内とする。</p>	<p style="text-align: center;">第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p><u>(監査等委員会の権限)</u></p> <p>第31条 監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</p> <p><u>(常勤監査等委員)</u></p> <p>第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤監査等委員を選定する。</p> <p><u>(監査等委員会の招集及び議長)</u></p> <p>第33条 監査等委員会の招集は、常勤監査等委員がこれを行い、議長となる。</p> <p>2. 常勤監査等委員に事故があるときは、監査等委員会であらかじめ定められた順位により他の監査等委員が招集し、議長となる。</p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第34条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p><u>(監査等委員会規則)</u></p> <p>第35条 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(監査役の選任)</u></p> <p><u>第32条 監査役は株主総会において選任する。</u></p> <p><u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の任期)</u></p> <p><u>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>(常勤監査役)</u></p> <p><u>第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第35条 監査役会を招集するときは、各監査役に対し会日から3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要ある時はさらにこの期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会規則)</u></p> <p><u>第36条 監査役会に関する事項については、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	(削除)

現行定款	変更案
<p><u>(監査役の報酬等)</u> <u>第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(監査役の責任免除)</u> <u>第38条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、会社法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>第39条～第42条 (条文省略)</p>	<p>第36条～第39条 (現行どおり)</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会設置に伴う経過措置)</u> <u>第1条 変更後の第4条並びに第4章及び第5章(変更前定款第5章の削除を含む。)は、平成27年6月26日開催予定の第66回定時株主総会終結のときをもって効力を生ずる。なお、本附則は、効力発生のときをもってこれを削除する。</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>第2条</u> 当社は、<u>第66回定時株主総会</u>終結前の行為に関する<u>会社法第423条第1項</u>所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p><u>2. 第66回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)</u>の行為に関する<u>会社法第423条第1項</u>の損害賠償責任を限定する契約については、<u>なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第38条第2項</u>の定めるところによる。</p>

3. 今後の日程

定款変更のための株主総会開催日

平成27年6月26日(金曜日)

定款変更の効力発生日

平成27年6月26日(金曜日)

以上